さくらの森 景観協定概要図(簡易版)

さくらの森景観緑地管理組合
作成日 令和2年7月21日
改正 令和2年8月31日

景観協定の継承について

景観協定は地権者全員の同意により締結され、
新たな地権者に継承されます。

ご注意

(※1)詳細は景観協定書をご覧ください。
□ 内は, 第15条第1項の委員会での決定事項。

建築物の色彩
- 市の基準に準拠
- 周囲との調和に配慮
- カーポートの扱い(※2)

地盤面
- 協定締結時の地盤面高以内
- 隣地への土砂の流入に配慮

外構の基準

景観緑地境界線にかき, 柵設置の場合
- 塗装, 生垣併用等で景観へ配慮
- かき、柵は木製とする

屋外広告物の基準

農用地の保全
- 隣地へ配慮
- 農薬は控える
- 柵高の基準

宅地内進入路
- 幅員3. 5m以内
- 角地以外は原則南側に1箇所
- 駐車場等での使用禁止
- かき, 柵の設置禁止

景観緑地内の基準
- 全面を緑化し適切に管理(※1)
- 駐車場, 資材置き場等での使用禁止
- 物置等の設置制限

駐車場等の上屋
- 最高高さ3m以内
- はね出しの庇等の扱い(※3)

宅地内の基準
- 雑草, 資材等の管理

物置・建築設備等
- 景観に配慮

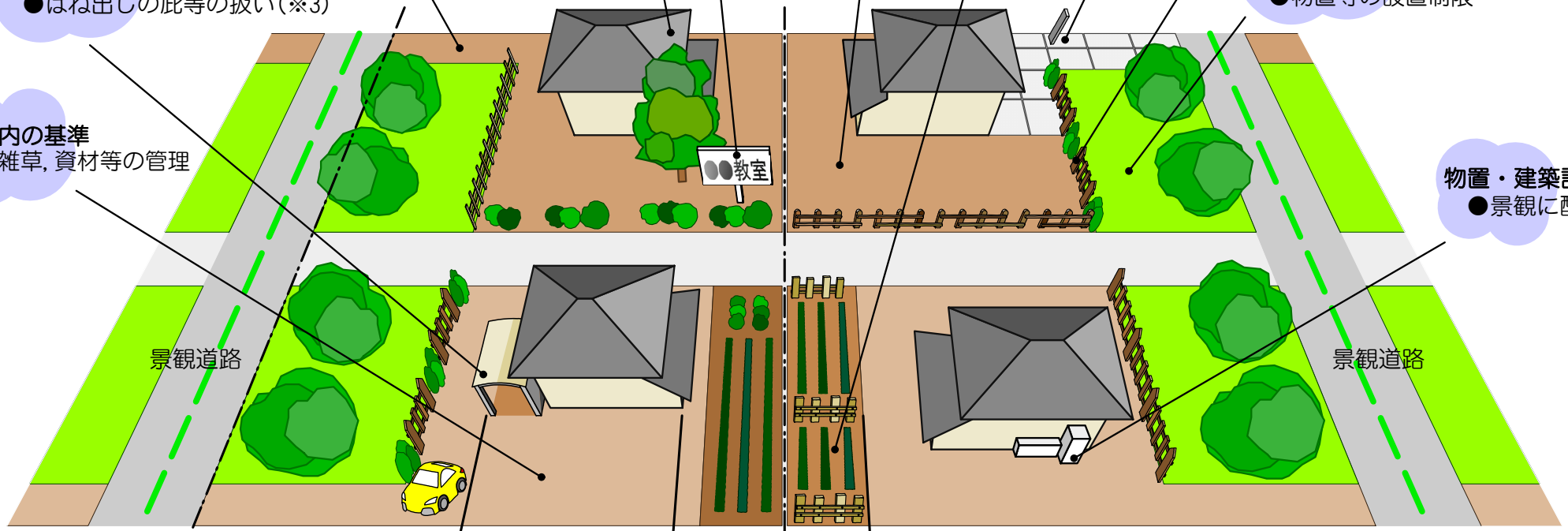

農用地

13.5m以上 | 8.5m以上 | 7m

景観道路境界線 | 壁面位置 | 壁面位置 | 背割境界線 | 隣地境界線

確認申請について

- 事前に委員会に計画協議書を提出し承認が必要です。
- 景観緑地・農用地は敷地に含めることはできません。

カーポートの取り扱いについて

- 景観協定の規則(色彩, 壁面後退距離)が適用されます。
- (※2)建築基準法上、カーポートは建築物です。
- (※3)地区計画に準じ、制限の対象とはなりません。

お問合せ公式サイト

nacacon. com

「地区計画取り扱い」は、「地区計画の届出｜つくば市公式ウェブサイト」内、「地区計画の運用基準・地区計画区域内におけるカーポートの壁面後退の取り扱い」から入手できます。

さくら森景観緑地管理組合
作成日 令和2年7月27日

さくらの森景観協定第6条1項(4)及び(5)：カーポートの「後退距離」について

地区計画取り扱い

建築指導課決裁
平成23年7月14日
平成26年3月14日　改正

地区計画区域内における外壁のないカーポートの壁面後退の取り扱いについて

壁面の位置の制限を受ける区域において，外壁のない柱と屋根で構成されるカーポートの柱が，敷地境界線からの後退距離に満たない位置にある場合の緩和は，以下のとおり扱います。

①はね出しの庇等の部分は，制限の対象とならない　・・・　図1　← 適用範囲-(α)

②a＋b＋a≦3m　・・・　図2　赤太線の長さ

③軒高2.3m以下で後退していない部分の床面積の合計が5㎡以内
（床面積の算出方法は，図2のa×bとします。）

←(ご注意)
さくらの森緑住(農)
街区は②③の緩和は
適用されません-(β)

【注意】
中根・金田台地区及び上河原崎・中西地区の「緑景観住宅地区」，研究教育施設第一から第十二地区，稲岡地区など上記②③の緩和が適用されない地区があります。詳細は，お問い合わせください。

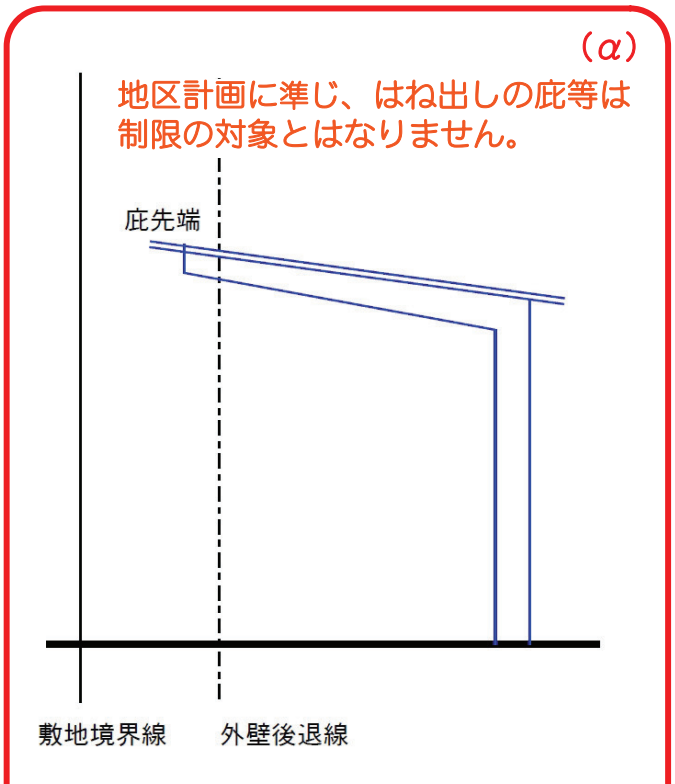

図1　制限の対象とならないケース

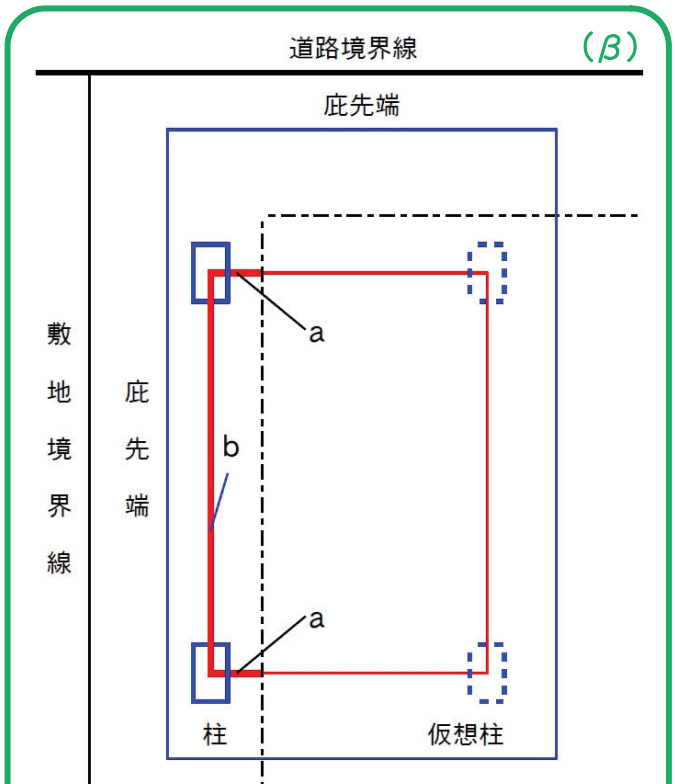

図2　外壁等の長さの取り方・床面積の取り方